

福祉施設整備特別委員会

平成29年 6 月15日

1 陳情審査

(1) 新たに送付された陳情

陳情29-1 親亡き後も住み慣れた地域で共生できる障がい者複合施設
新設の早急な対応を求める陳情

【資料】

2 報告事項

(1) 軽井沢少年自然の家・旧箱根千代田荘利活用検討について

【資料】

3 その他

4 閉会中の特定事件継続調査事項について

福祉施設整備特別委員会 送付 29 - 1

親亡き後も住み慣れた地域で共生できる
障がい者複合施設新設の早急な対応を求める陳情

受付年月日 平成 29 年 5 月 30 日

陳情書

(趣旨)

議長はじめ区議の皆様には、平素より障がい者福祉への御理解、御配慮をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、昨年2月10日に、「千代田区における障がい者施設施策及び組織の拡充を求める陳情」を提出し、地域保健福祉委員会において採択していただきました。また、平成29年第1回千代田区議会定例会で、「障がい者の切実なニーズに応えるために」の代表質問で障がい者福祉の現状と問題点が明らかにされ、定例会継続会では、「障がい者福祉施設の増設を求める決議」が議会一致で採択されました。

障がい者福祉施設として、親亡き後も住み慣れた地域で共生できる住まいの必要性と、日中の活動場所である生活介護施設や就労継続施設・就労移行施設が不足している現状は御理解いただいておりますが、介護者である障がい者の親が高齢化し、健康面・精神面での不安もあり、障がい者の必要に応じた住まいとなる施設の整備は、一刻の猶予もない状態です。また、介護者は、介護に必要な時間と、家族の生活のために必要な時間のやりくりを追われ、休息の時間をとる間もありません。ショートステイを利用したくても床数が少なく、予約が困難な状況です。障害者福祉センターの「ふぁみりあ」では、男女混在しており、利用を躊躇する方もいます。障がい児については、利用出来る施設が千代田区内になく、他区の施設を利用するにも在住者優先で予約できません。都道府県区市町村では、2018年度までに、全ての障がい者を対象にした障がい福祉計画と、18歳未満向けの障がい児福祉計画を作ることが義務付けられます。障がい者への理解が進んではおりますが、どこの地域でも障がい者施設を設立する時には反対の声があり、御理解いただくためにはとても長い期間がかかることを聞きます。早急に施設用地が決まらないのでは、先の見通しが立たず不安でなりません。千代田区における障がい者福祉の充実を切に願い、障がいの種別に関わらず、親亡き後も地域で共生できる、障がい者複合施設新設についての早急な対応を求める陳情として、次のことを求めます。

1. 障がいの種別に関わらず、親亡き後も地域で共生し、終の住処となる施設の新設。
2. 障がい者の日中活動の場である生活介護施設と就労継続・就労移行施設の増設。
3. 障がい者が利用できる、平日および休日の余暇活動の場と、余暇事業の整備。
4. 障がいの種別に関わらず、18歳未満の障がい児と障がい者が利用可能なショートステイの増床および増設。

5. 障がい児発達支援センターの増設。

以上、障がい者福祉の更なる充実のために、是非、議会、議員の皆様のお力添えにより、早急な施設整備をお願いいたします。

平成29年5月30日

千代田区議会議長 殿

障害者計画・第 5 期障害福祉計画のイメージ

◆障害者（児）の計画の種類

障害者計画

- ・【根拠法令】 障害者基本法第11条
- ・【計画期間】 平成30年度～35年度（32年度に見直し）

障害福祉計画

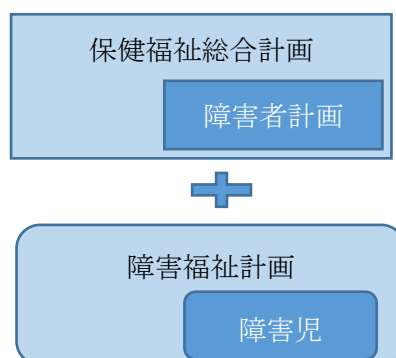
- ・【根拠法令】 障害者総合支援法第88条
- ・【計画期間】 平成30年度～32年度[第 5 期]

障害児福祉計画

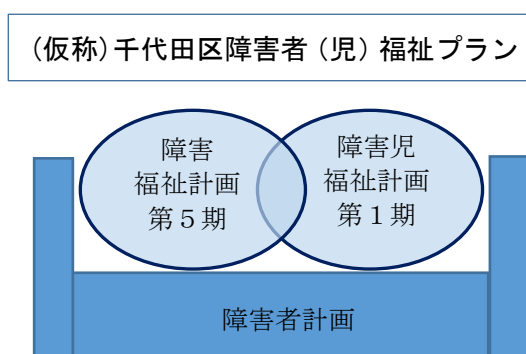
- ・【根拠法令】 児童福祉法第33条の20（28年度法改正）
- ・【計画期間】 平成30年度～32年度[第 1 期]

◆平成 30 年度に向けた障害者（児）の計画

【平成 29 年度まで】



【平成 30 年度から】



千代田区の障害者施設の現状について

1 障害者福祉センター えみふる

- 住所 神田駿河台2-5
- 開設 平成22年1月1日（平成21年10月31日竣工）
- 延床面積 1,847.81㎡
- 利用対象者 障害者総合支援法（以下「法」という。）に定める障害者
（身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者）
対象年齢：原則18歳以上

○提供するサービス

（1）地域活動支援センター

⇒法第5条第25項に基づき、区の事業を実施する。

◇利用者負担 原則無料

ただし、講座の材料費等実費負担あり

●福祉総合相談

障害のある方への相談、情報提供、アドバイスを行う

相談件数 月50～60件程度

●健康相談

月1回 医師は三楽病院から派遣

●サロンドゥちよだ

精神障害のある方へ、自由に趣味の活動等ができる場を提供

月1回 夕食会を実施

●療浴

入浴サービス（自立浴、半自立浴、機械浴）

利用件数 自立浴：月30件程度 機械浴：月10数件程度

●講習会・公開講座

絵手紙、絵画、音楽、七宝焼、体操、ボッチャ等

参加者 月100名程度

●団体利用1

当事者団体、ボランティア団体等へ会場や音楽室を貸出

利用回数 月30回 延300人程度

等

（2）グループホーム（共同生活援助）

⇒法第5条第15項

共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスも提供する。

◇定員 4名

◇対象者 18歳以上の知的障害者・精神障害者

◇家賃 12万円（所得に応じて36,000円～60,000円の家賃補助あり。）

◇利用者負担 原則1割（所得に応じた減免あり。）、食費、日用品費等

(3) ショートステイ (短期入所)

⇒ 法第5条第8項

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間夜間も含めて施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

◇定員 2名

◇対象者 概ね18歳以上の知的障害者・精神障害者

◇利用者負担 原則1割(所得に応じた減免あり。)、食費、日用品費等

(4) 計画相談支援

⇒ 法第5条第16項

障害福祉サービスの利用支援及び継続サービス利用支援。ケアプランの作成やモニタリングを実施する。

◇契約者数 73名

◇対象者 法に定める障害者

◇利用者負担 無料

(5) 生活介護

⇒ 法第5条第7項

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作的活動又は生産的活動の機会を提供する。

◇定員 20名

◇登録者 12名

◇対象者 身体障害者・知的障害者で障害支援区分3以上(50歳以上の場合は2以上)の方

◇利用者負担 原則1割(所得に応じた減免あり。)

2 障害者就労支援施設 ジョブ・サポート・プラザ ちよだ

○住所 九段南1-2-1 千代田区役所3階

○開設 平成19年2月28日

○延床面積 1,332.67㎡

○利用対象者 知的障害者（愛の手帳所持者）

○利用者負担 原則1割（所得に応じた減免あり。）

○提供するサービス

（1）就労移行支援

⇒法第5条第13項

一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

◇定員 6名

◇利用者 3名

（2）就労継続支援B型

⇒法第5条第14項

一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

〔A型：雇用契約あり、B型：雇用契約なし〕

◇定員 24名

◇利用者 17名

（3）生活介護

⇒法第5条第7項

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作的活動又は生産的活動の機会を提供する。

◇定員 10名

◇利用者 8名

（4）その他

（1）～（3）の利用者に対し、福祉作業所で実施していた健康相談、レクリエーション、遠足、宿泊等を実施している。（食費等実費負担あり。）

障害児サービスの利用状況

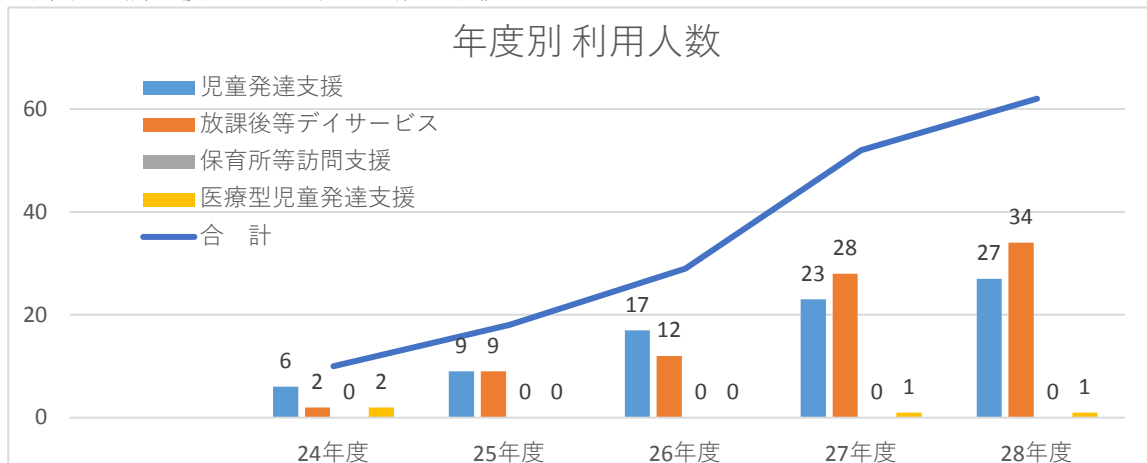
1 児童福祉法による障害児通所支援サービス

児童福祉法で規定する障害児通所支援事業には、4つの障害児通所サービスがあります。区は、児童の障害状況に応じたサービス支給量を決定する判定会やサービスを利用する上で必要な受給者証の発行を行っています。利用者がサービスを利用した際の経費は、利用者の自己負担分を除いた経費を国・都・区が負担しています（負担割合：国1/2、都1/4、区1/4）。

● サービス内容

サービス名	内 容	区内事業所数
児童発達支援	障害のある未就学児童を対象に日常生活における動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う。	2 か所
放課後等デイサービス	障害のある就学児童を対象に日常生活における動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う。	3 か所
保育所等訪問支援	障害児が集団指導を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与する。	なし
医療型児童発達支援	肢体不自由の障害児又は重症心身障害児に児童発達支援及び医師による治療・診療を行う。	なし

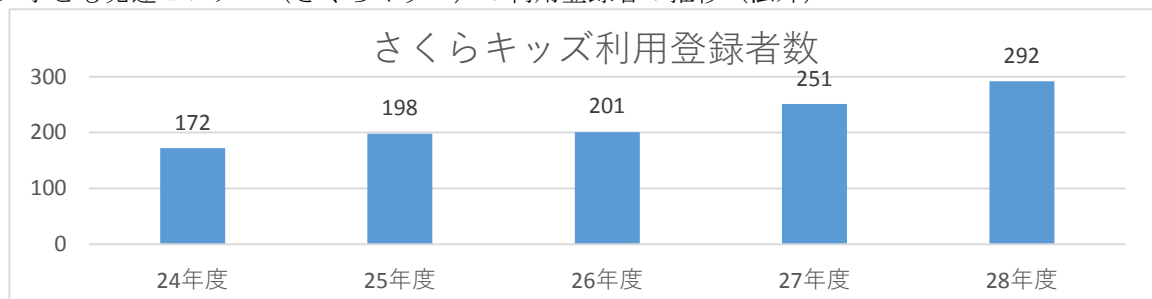
● 障害児通所支援サービス利用人数の推移



● 千代田区内の障害児通所支援事業所一覧

事業所名	所在地・連絡先等	サービス名	定員	利用者人数 (区民)
ぴかいち (一般社団法人D&A Networks)	〒102-0074 千代田区九段南3丁目7番7号 九段南グリーンビル7階 TEL:03-3239-0687	児童発達支援	10名/1日	9名
		放課後等デイサービス		15名
TEENS御茶ノ水 (株式会社Kaizen)	〒101-0041 千代田区神田駿河台3丁目5番1号 三五ビル1階 TEL:050-2018-2067	放課後等デイサービス	10名/1日	4名
LITALICOジュニア お茶の水教室 (株式会社LITALICO)	〒101-0021 千代田区外神田2丁目2番18号 TEL:03-3526-5420	児童発達支援	10名/1日	7名

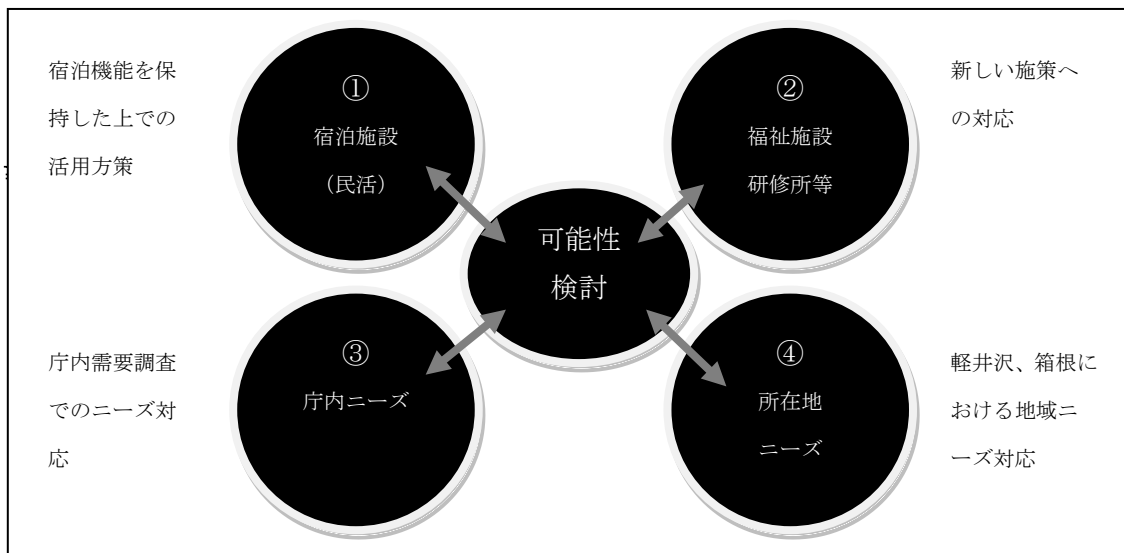
2 子ども発達センター（さくらキッズ）の利用登録者の推移（法外）



軽井沢少年自然の家・旧箱根千代田荘利活用検討について

1. 再活用の可能性を検討する上での視点案

- ① 区民利用が出来る宿泊施設を基本とした民活での再活用
民設民営など民間活力によるサービス形態の検討
- ② 新しい施策への活用検討
福祉施設、研修所など
- ③ 庁内ニーズ
庁内の需要調査による活用
- ④ 所在地ニーズ
軽井沢・箱根における地域ニーズへの対応



2. 検討体制

低未利用区有施設等検討会設置要綱

平成29年5月1日 29千政施経発第90号

(設置)

第1条 低未利用状態にある区所有建物及び区所有地（以下「低未利用区有施設等」という。）について、情報収集、意見交換を行い低未利用区有施設等の利活用を総合的に検討するため、低未利用区有施設等検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 低未利用区有施設等の状況把握に関すること。
- (2) 低未利用区有施設等の利活用の総合調整に関すること。
- (3) その他会長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 検討会に会長及び副会長を置き、別表に掲げる者をもって充てる。

- 2 会長は検討会を主宰し、副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代理する。

(検討会の招集等)

第5条 検討会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、別表に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。

(部会の設置)

第6条 検討会の効率的な運営を図るため、下部組織として部会を置くことができる。

2 部会は、別表に掲げる委員のうちから、会長が検討会の意見を聴いて指名する者で構成する。

3 部会に部会長を置き、部会員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、政策経営部施設経営課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会及び部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

別表（第3条関係）

役職	名簿
会長	政策経営部長
副会長	政策経営部区有施設担当課長
委員	同部総務課長
委員	同部企画課長
委員	同部政策担当課長
委員	同部財政課長
委員（事務局）	同部施設経営課長
委員	子ども部子ども総務課長
委員	保健福祉部福祉総務課長
委員	地域振興部コミュニティ総務課長
委員	環境まちづくり部環境まちづくり総務課長

軽井沢少年自然の家・旧箱根千代田荘利活用検討部会設置要領(案)

平成29年 月 日29千政施経発第 号

(設置)

第1条 低未利用区有施設等検討会設置要綱（平成29年5月1日29千政施経発第90号）第6条の規定に基づき、低未利用区有施設等検討会に軽井沢少年自然の家・旧箱根千代田荘利活用検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

(部会の目的)

第2条 部会は、軽井沢少年自然の家・旧箱根千代田荘（以下「施設」という。）に関する現時点までの経緯や課題等を調査し整理するとともに、今後の利活用方策について調査・検討することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設の休止に関わる経緯の調査に関すること。
- (2) 施設の利活用方策決定までの検討に関すること。
- (3) その他部会長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第4条 部会は、別表に掲げる者をもって組織する。

2 前項の部会員の任期は、前条の所掌事項の調査、検討等が終了する日までとする。

(部会長及び副部会長)

第5条 部会に部会長及び副部会長を置き、別表に掲げる者をもって充てる。

2 部会長は部会を主宰し、副部会長は部会長を補佐し部会長に事故あるときはその職務を代理する。

(部会の招集等)

第6条 部会は、部会長が招集する。

2 部会長は、必要があると認めるときは、別表に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、政策経営部施設経営課において処理する。

附 則

この要領は、平成 29 年 月 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

役職	名簿
部会長	政策経営部長
副部会長	政策経営部区有施設担当課長
部会員	同部企画課長
部会員（事務局）	同部施設経営課長
部会員	子ども部子ども総務課長
部会員	地域振興部コミュニティ総務課長
部会員	その他関係課長